

“ぶちええ竹原”ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、“ぶちええ竹原”のロゴマークを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、竹原商工会議所（以下「商工会議所」という。）に属する。

(使用の承諾)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ竹原商工会議所会頭（以下「会頭」という。）の承認を受けなければならない。

(使用の申込)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、「“ぶちええ竹原”ロゴマーク使用承認申請書」に、次の各号に示す書類を添えて会頭に申請しなければならない。ただし、商工会議所の構成団体又は会頭が必要でないと認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類（既存パンフレットで可）
- (2) 企画書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- (3) その他会頭が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第5条 会頭は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が“ぶちええ竹原”に対する理解と協力を高めるために効果があると認め、使用を承認するときは、「“ぶちええ竹原”ロゴマーク使用承認書」を交付するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会頭はこれを承認しない。

- (1) “ぶちええ竹原”の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) その他承認することを会頭が不相当と認めた場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、商工会議所は一切の責任を負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会頭が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会頭に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものと

する。

(承認の期間)

第7条 ロゴマークの使用承認期間は、承認の日から2年間を限度とする。

(承認内容の変更等)

第8条 ロゴマーク使用者が使用承認の内容について、追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ追加申請書又は変更申請書を会頭に提出するものとする。

2 会頭は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、追加・変更承認書を交付し、追加又は変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 会頭は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、ロゴマーク使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

(1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき。

(2) ロゴマーク使用者が使用承諾に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(4) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 会頭は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができるものとする。

(使用の非独占等)

第10条 ロゴマーク使用者は、会頭が承認した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第11条 商工会議所は、本規定によりロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 商工会議所は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は商工会議所が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月5日から施行する。